⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　平成21・22年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満足する工事の施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成22年８月23日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

イ　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（施本第1605号。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成７年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、コージェネレーション装置の設置工事を施工した実績（共同企業体の構成員であった実績を用いる場合は、出資比率が20%以上であったものに限る。）を有すること。

なお、当該実績が地方防衛局及び地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事で、平成13年12月25日以降に完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について」（施本建第220号。13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書、又は「工事成績評定要領について」（経施第4404号。21. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が、65点未満のものを除くこと。

イ　建設業法の電気工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、電気工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし当該工事の請負者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「座間米軍（22）ユーティリティ（384）発電機新設工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成22年８月２日

警察庁長官官房会計課理事官　楠　　芳伸

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第807号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　15、28

⑵　購入等物品及び数量

電子交換機（E73ｉ）135式

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成22年９月２日17時45分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局通信施設課施設係　大泉　雅昭　電話03―3581―0141内線6189

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成22年８月２日から平成22年９月２日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　関心表明の方法

⑴　関心表明書の提出期限　平成22年９月２日17時45分

⑵　提出先　上記２⑵に同じ。

５　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : VoIP Exchange Equipment, 135 sets

⑶　Time-limit for the submission of comments : 17 : 45 September 2, 2010

⑷　Contact point for the notice : Masaaki Ohizumi, Communications Facilities Division, Info-Communications Bureau, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8974 Japan. TEL 03―3581―0141 ext. 6189

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成22年８月２日

海上保安庁次長　久保　成人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○保装船第341号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　11

⑵　購入等件名及び数量

3690kWディーゼル機関　６台買入

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成22年８月23日17時00分

⑵　提出先　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－３　海上保安庁装備技術部船舶課建造係　杉浦　　宏　電話03―3591―6361内線4420

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成22年８月２日から平成22年８月23日まで

⑵　交付場所　海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係